第 Ⅳ 部

学校との連携について 渡辺幹夫

地域で障害のある子どもと家族の暮らしを支えるということ -学齢期の支援- 瀧 澤 久美子

障害児教育と障害児(者)福祉施設との連携システムについて ~「障害児(者)地域療育等支援事業」と姫路市における実践 ~ 宮 田 広 善

学校との連携について

渡辺幹夫

(横浜市中部地域療育センター)

はじめに

療育センターと学校との連携は必要だと思いながら、遅々として進まない現状がある。最近では両者共に本当に連携しあって「障害」ある子どもとその家族を支援することを本当に考えているのかなどと悲観的に考えることもしばしばである。何故この連携が難しいのか。難しさを打ち破ることがどうすれば可能なのか。そんなことを考えつつ論を進めたい。

I. 療育センターの子どもが学校に入るまで

- 1. 横浜市養護教育総合センター指導主事から就学説明会 (主に特殊学級・養護学校)。
 - <養総センターと各療育センターとの定期協議1回目> 6月 情報交換
- 2. 学区の校長と相談・面談
- 3. 養護学校見学(県立・市立・私立)は団体。特殊学級 については個別で見学・相談
- 4. 養護教育総合センターに行き、判定・相談を受ける (保護者が行くのは1回のみが多い)。
- <養総センターと各療育センターとの定期協議2回目> 11月 情報交換
- 5. 就学委員会で調整後、保護者に決定の通知。
- 6. 入学前の子ども観察
- (養護学校の数校)
- 7. 申し送り書送付 (療育センターから校長宛て送付)
- 8. 学校訪問:申し送り書と入学後の質疑応答

(センター担当と学校担任との引継ぎ)

「連携」を目的とすると言われる会議は例年2回開催されてきた。各療育センターならびに児童相談所等が出席し、どんな子ども達がはいってくるかの調査(人数)と、昨年の就学相談結果についてのコメントが出される。そのことに対して一応の意見交換をするというのが横浜での関係機関と教育委員会でのここ10数年のありかたであった。そのさい療育側からの意見を申し述べても検討するとの回答のみで終始してきた。これは今も変わりない姿である。療育側の現状は知りたいが、学校側の事情は一切知らせないというそんな姿勢も感じてきた。

就学相談についても、長年感じていたことであるが、肢 体不自由系の子ども達の相談はていねいに進むことも多い が知的障害系の相談はトラブルが多い。数的な事が多いと 思われるが、その相談中身も問題とされる。近年、横浜も 学区校長の権限が強められているが、まだまだほとんどの 子ども達が養総センターの判定・相談に行くことになって いる。保護者の意向は通りやすくなっているが、入ってか らの学校はほとんど変わっていないことも明らかになって いるので、苦慮しつつ進路決定される方々が未だに多い。

6)7)8)の入り口3点セット(勝手にこう呼ばせてもらっている)だけでも、何故システムにならないか。大いなる不思議の一つである。ちょっとした取り組みだと思うのだが。熱心な教師が行うのみで学校との連携にはならない。その教師が去れば、なんの連絡もなくなってしまう。そんなことばかりが続いてきた。

数年前、こんなことがあった。療育センターの子どもが 学区校のS小学校に行きたいと校長に相談しに行った。保 護者は普通級ではなく特殊学級が希望であった。しかし、 そこには特殊学級はなく、受け入れるとすればはじめて特 殊学級を設置することになるとのことだった。相談後、早 速校長から療育センターに連絡があり、協議したいとのこ とであった。通例であれば、如何にむずかしいかの話しか と思ったけれど。その主旨はどうすればKくんを受け入れ ることができるかどうかということだった。その当日校長 以下各学年の主任達、そして特殊学級経験者を含め10名 近い方が来所され、様々に協議しあった。もちろんこのこ とは保護者にも了解をとっており、後日速やかに報告をす ると伝えてあった。協議は順調にそして協力姿勢のもとに 進んだのはいうまでもない。最初から学校全体でKくんを 受け入れるためにはどうしたらよいのかという相談からは じまったのだから……。この小学校とはいまだに時折、情 報交換したり、僕自身もPTAに呼ばれたりしている。

残念ながらこのような形はほとんどない。子ども達の状況を見に、そして聞きに来る所もすくない。何故なのか素直に不思議である。養護学校もしかり。ある1~2校を除けば文書と、センター職員が新年度訪れる形での協議以外ないのが現実である。様々な生きた情報があるのに何故それを必要とされないのか。それとも動くことが出来ない学校事情があるのだろうか。その受け入れ姿勢を改めるだけで、どれだけ子ども自身、保護者にとっての新しい春が心地よいものになるであろうに。せめてこの3点セットのシステム化とそして学校情報をもっと開いて教えることができないか。これが最低限の願いのようなものである。

Ⅱ. 学校に入ると

学齢の子ども達の生活上(学校も含め)の困難さは来所する時、または保護者同士の伝聞から聞こえてくる。学校に行ってしまうと良く聞かれるのは「ちょっとした相談がしたいができない」「担任と話しが出来ない」。また「放課後の行き場がない。(養護学校低学年は療育センターより時間が短い等)」。「家族含めた生活上の相談がする場がない」とか。

その中で、療育センターでも学齢期の子ども達に対し、 支援をしなければいけないのではないかとの声が各療育センターで持ちあがり、学齢支援についてのプロジェクトが 組まれる。そして各療育センター長名で横浜市に提言し、 平成13年4月から各療育センターに「学齢障害児支援事業」 から施行されることになった。その中で、プロジェクトが 学齢障害児の保護者を対象にしたニーズ調査があり、以下 のようになっている。(抄出) 当然の結果となった。

- 1. 困難を感じることとして最も多かった回答は、保護者や家族になにかあった時の預かりや放課後、休日の過ごし方に関することだった。緊急時に安心して預けられる場所や、保護者なしで安心して過ごせる場所が欲しいという要望は切実と思われる。
- 2. 学校に関しては、学校の存在の大きさ、大切さは誰もが認識しており、「学齢児の生活は担任の先生次第」とのコメントも寄せられているが、一方で学齢児の障害特性に関する理解や力量に関する不安は強く、対応が急務と考えられる。
- 3. 現在、問題が起こった時の相談相手については、学校にも療育センターにも相談せず家族で対応するとの答が少なからずありました。それぞれの機能の限界を如実に示す結果となっている。

また、<学齢障害児支援事業>の骨子は次のようなものになっている。

関係機関、関係者等によるプロジェクト・チームによる 政策提言案と、それを受けて地域療育センター長から横浜 市へ答申した学齢障害児対応が、平成13年度から「学齢障 害児支援事業」として実施されることになった。横浜市か ら示された事業の概要は以下の通りである。

1 趣 旨

障害児の就学以降の相談、専門医療、生活支援に関するシステムを整備し、成人期を迎えたときに円滑に自立生活に移行できるように支援を行います。

2 事業内容

(1) 学齢前期の対応(主に小学校期)

地域療育センターの機能を拡充し、専門スタッフを配置 することによって、就学後の療育の継続的フォローおよび 新たに問題が顕在化した児童の個別相談・支援を行います。 ア:実施機関 各地域療育センターおよびリハビリテー ションセンター

イ:スタッフ配置(1施設あたり)

- ① 非常勤医師(原則として児童精神科医)
- ② 臨床心理士
- ③ ケースワーカー 1名

ウ:実施内容

- ① 相談・診療部門による卒園児等へのフォロー
- ② 相談・診療部門による学齢期に顕在化した障害に関する相談、診療

1名

③ 福祉相談室部門による学齢障害児に関わる機関への支援・協力

(支援先:学校、地域訓練会、学童保育等)

- ④ 教員等の障害に関する研修等への協力 (養護教育センターとの連携、区指導主事との連携)
- ⑤ 教育委員会との定期協議の場の設定

「解 説|

- (1) 学齢期の援助業務を地域療育センターの事業として 正式に位置づけた
- (2) 運動障害領域および言語聴覚障害領域の対応は、現 行体制を基本とする
- (3) 思春期以降(中学校期以降)は地域療育センターではないところで別途対応
- (4) 福祉と教育の連携は全国的にも画期的な試み
- (5) 教育との協力は目に見える形での研修(成果)を行うことが求められている

実施内容の①は療育センターとしての基本的な従来事業である。②③④⑤については、公的にはほとんど事業化されていない。現在はその調整中というところであるが。はじまってからの動きだけであるが、学校ばかりでなく療育センターもこの連携事業をどう具体的に進めていくのか苦慮しているように思える。現在はひとつの療育センターのみが草の根的な動きでこの事業を辛うじて進めているのが実情である。学齢障害児の現状に対し、様々な困難があることは周知されていながら、そしてそれに対する支援も打ち出されながら、実際に動き出せないのは何故だろうか。

実際に連携の道筋はできた。療育センターのみばかりでなく、教育関係者にその手腕がまかされているようにも思える。教育のありかたについてはあまり踏み込みたくないと筆者は考えている。教育と療育のはざまに見えるものが明らかになり、両者がともに連携して問題を明らかににしていくことが今我々に求められていることではないだろうか。教育にそれさえも期待はできないのであろうか。

例えば、地域での子どもについての定期的な連絡会のよ

うなものが企画できないものか。もちろん保護者には了解をとるのは当然であり、必要に応じては同席もありえるような会議が学校主催で開催できないだろうか。療育センター側からの出席は難しくないように思う。決して子ども達の現状が簡単に解決出来るとは思えないが、それだけでいざと云う時の支援体制が常に考えられる場ともなりえる。関係者が一同に会することが第一歩であり。そのことを日常化することが学校を。療育センターを開き、本当の連携の口火になるような気がしている。また放課後、土日、夏休み等の長期休暇時における対応も連携しあいながらできることもあるのではないだろうか。学校との連携という時、授業への協力というより授業以外の所に目を向ける必要があるように思えて仕様がない。学校側関係者が外に向かって踏み出されることを願うばかりである。

最後に

繰り返しになるが、学校が療育センターばかりでなく、学校以外に自分達から開いて連携を求めることは可能なのであろうか。養護教育・特殊教育は喧伝されるような形で成熟してきているのだろうか。熱心な先生方はいるのは十分に承知していながら学校という全体をみてみると、どこまで進歩しているのか考え込まざるをえない。養護学校がセンター化をして地域諸学校の相談機関になるのもそうだけれど、全て教育世界だけで何かをしようとしているように思える。教育世界だけで障害ある子どもたちの暮らしを支えることができないのがわかってきていることも事実だと思う。療育センターばかりでなく、「地域」での出会いを演出しする貴重なコーディネーターになることを先生達に期待するのは無理なお願いであろうか。障害ある子どもと家族が暮らしやすい地域を作ることは全ての人にとっても暮らしやすくなることと同義と思える。

連携とはともに手を携えておこなうこととある。一歩でも近づけたらと思う。